エコアクション21

環境経営レポート

2022年度

【 対象期間:2022年 5月 ～ 2023年 4月 】

エコアクション21
認証番号 0011305

有限会社 渕上タイヤ商会

（ 2023年 5月 10日 作成 ）

目　次

１. 環境経営方針 ・・・・・・・・ 1P

２. 組織の概要 ・・・・・・・・ 2P
　会社概要
　保有許可　一覧
　廃タイヤリサイクルフロー図

３. 対象範囲 ・・・・・・・・ 5P
　EA21実施体制 ・・・・・・・・ 6P

４. 環境経営目標及び環境経営計画
　（1）環境経営目標 ・・・・・・・・ 7P
　(2)環境経営計画 ・・・・・・・・ 8P

５. 環境経営目標の実績 ・・・・・・・・ 9P

６. 環境経営計画の取組結果と評価、次年度の取組内容 ・・・・・・・・ 10P

７. 環境関連法規等の遵守状況の確認 ・・・・・・・・ 13P
　及び評価の結果、並びに違反、訴訟等の有無

８. 代表者による全体評価と見直し・指示の結果 ・・・・・・・・ 16P

1. 環 境 経 営 方 針

［SDG's達成のため産業廃棄物の再資源化に取組み、CO_2削減に努力する］

有限会社 渕上タイヤ商会は、産業廃棄物収集運搬・処理業者、貨物自動車運送事業、再生タイヤ資材販売業者として、産業廃棄物の再資源化に取り組み、環境負荷の低減と地域及び地球環境の保全に継続的に取り組みます。

1. 次の事項に重点的に取り組みます

（1） 車輛のエコドライブや車輛の点検強化によりCO2の削減をする

（2） 電気の使用削減によりCO2の削減をする

（3） 節水により水使用量の削減をする

（4） 作業服、事務用品などのグリーン購入推進によりCO2の削減をする

2. 廃棄物の最終処分削減のため顧客の協力も頂き、再資源化を進める

3. 地域貢献活動により地域への貢献をする

4. 環境に対する取り組みを定期的に検証し、継続的改善を図る事とする

5. 環境関連法規を遵守する

6. この環境方針は全従業員に周知させるとともに広く一般に公開する

2020 年 5月 1日

有限会社 渕上タイヤ商会
代表取締役 淵上隆俊

２. 組織の概要

会 社 概 要

名　称	有限会社 渕上タイヤ商会
代 表 者	代表取締役 淵上 隆俊
所 在 地 本 社 （登記上）	〒830-0003 福岡県久留米市東櫛原町1264番地3 TEL 0942－34－8588　FAX 0942－46－1012
筑 後 営 業 所	〒833-0022 福岡県筑後市前津大道1160－1 TEL･FAX 0942－52－5865
資 本 金	400万円
創　業	昭和40年
法 人 設 立	平成 5年 1月
従 業 員 数	9名
事 業 種 目	･産業廃棄物収集運搬業 ･産業廃棄物中間処理業（切断） ･古物商 ･一般貨物自動車運送業
主 取 引 先	･三菱マテリアル（株）九州工場 ･王子製紙（株）日南工場
取 引 銀 行	･筑邦銀行 ･おおかわ信用金庫 ･筑後信用金庫 ･久留米市農業協同組合

事業年度5月～翌年4月

		2020年度	2021年度	2022年度
売り上げ	（百万円）	111	101	111
収集運搬実績	（ｔ）	2,371	4,499	4,148
中間処理実績	（ｔ）	682	566	777

産業廃棄物収集運搬･処理　許可車輌･機械

- キャブオーバ（4t）　5台
- クランプリフト （2.5t） 1台
- フォークリフト（3.5t）　1台

処理方法･処理能力

- 切断機（処理能力 2.10t）　1台
- 〃 （処理能力 7.14t）　1台
- 〃 （高速切断機 2.62t）　1台
- 〃 （高速切断機 1.58t）　1台

中間処理の為の保管場所の面積　87.9㎡

保 有 許 可 一 覧

産業廃棄物処分業許可証

自治体	許可番号	許可年月日	許可有効年月日	許可の範囲
福岡県	04020 027550	R4. 11. 1	R9. 10. 31	中間処理（切断） 廃プラスチック類

産業廃棄物収集運搬業許可証

自治体	許可番号	許可年月日	許可有効年月日	許可の範囲	積替保管
福岡県	04000 027550	R 2. 3. 20	R 7. 3. 19	廃プラスチック類	無
佐賀県	04103 027550	H30. 9. 4	H35. 9. 3	廃プラスチック類	無
長崎県	04200 027550	R 4. 3. 7	R 9. 3. 6	廃プラスチック類 ゴムくず	無
熊本県	04305 027550	H30. 7. 6	H35. 7. 5	廃プラスチック類	無
大分県	04407 027550	R 2. 3. 13	R 7. 3. 12	廃プラスチック類	無
宮崎県	4500 027550	R 4. 5. 14	R 9. 5. 13	廃プラスチック類	無
鹿児島県	04609 027550	R 4. 6. 6	R 9. 6. 5	廃プラスチック類	無
山口県	03500 027550	R2 . 5. 27	R 7. 5. 26	廃プラスチック類	無

		交付年月日
古物商	第904050910005号	H21. 7. 3

		許可年月日
一般貨物自動車運送事業	九運貨物 第204号	H22. 7. 26

廃タイヤリサイクルフロー図

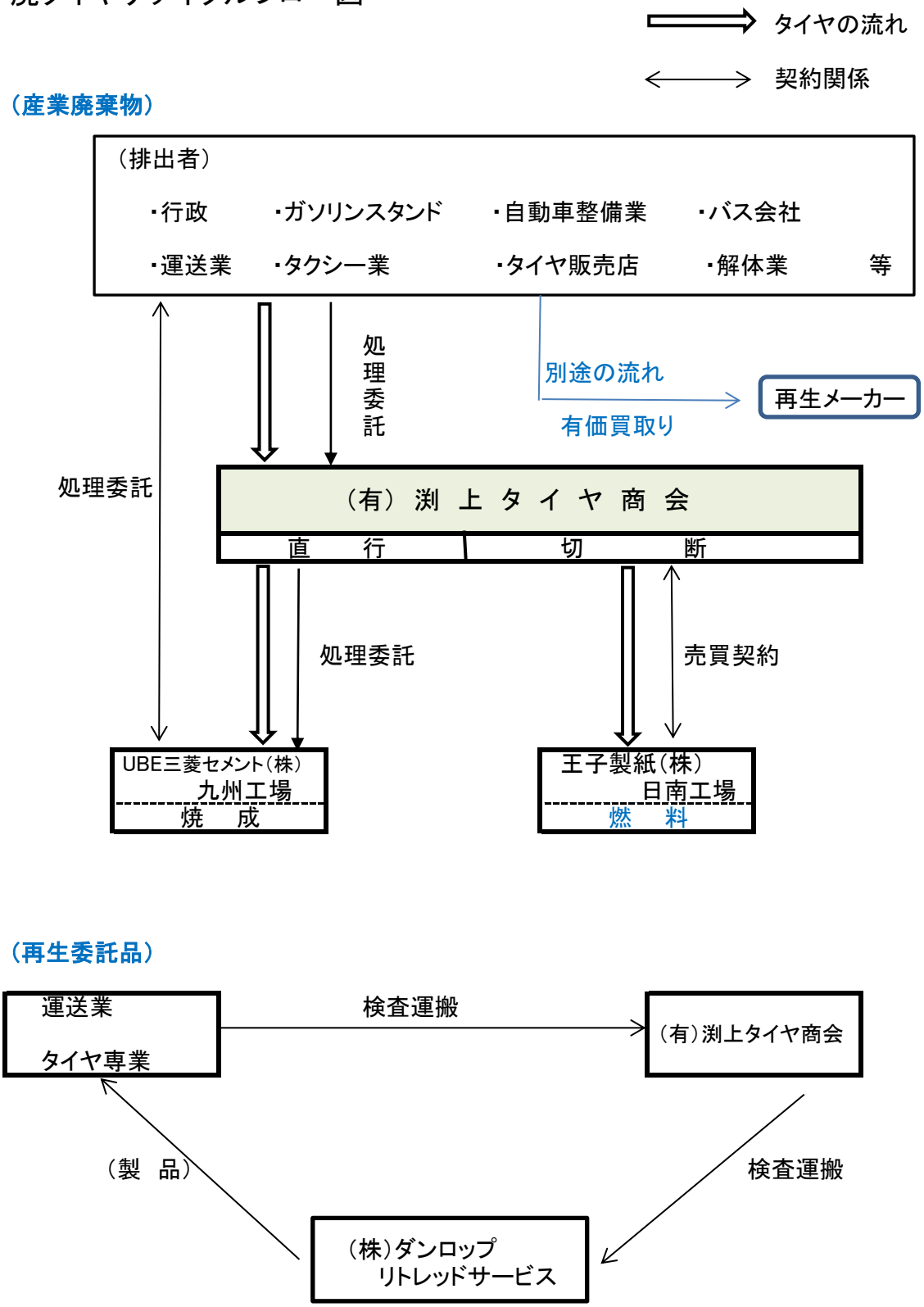

3. 対象範囲

（全組組織・全活動）

対象事業所:筑後営業所（中間処理施設）

〒 833-0002

福岡県筑後市前津大道1160-1

事業活動

① 産業廃棄物収集運搬業

② 産業廃棄物中間処理業 （切断）

③ 古物商

④ 一般貨物自動車運送事業

ＥＡ２１実施体制

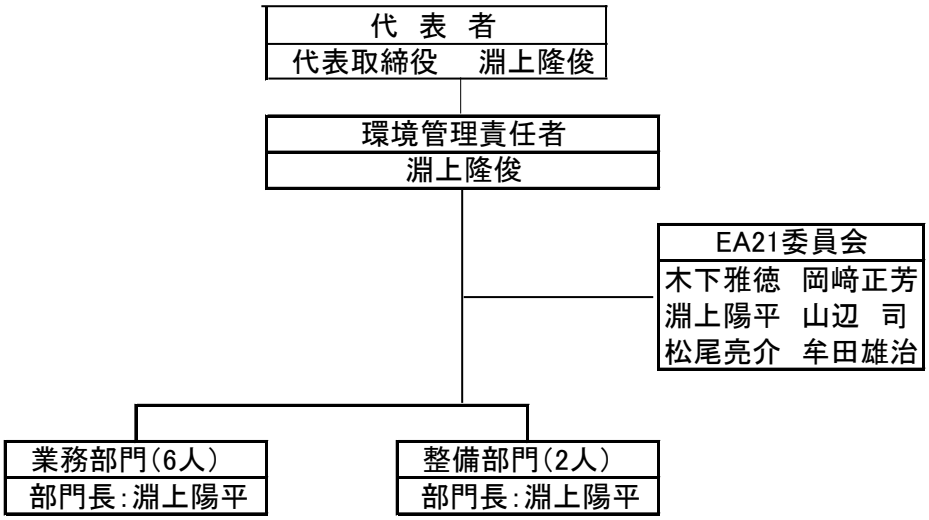

役割分担表

所　　属	役割・責任・権限
代表者	・代表者として環境経営全般について責任と権限を持つ ・環境経営方針を作成・見直し、従業員に周知する ・環境管理責任者、EA21委員会を設置する ・環境への取組を実施するための資源（人・もの・金）を準備する ・EA21全体の取組状況に関し、評価、見直しを実施する ・環境文書の制改定責任者 ・経営における課題とチャンスを整理し、明確にする
環境管理責任者	・EA21ガイドラインの要求事項を満たす環境経営システムを構築し、実行し、環境実績を向上させる ・環境経営目標、環境経営計画を作成する ・3ヶ月に1回、環境経営目標の達成状況及び環境経営計画の実行状況を確認する ・上記の結果を代表者に報告する
EA21委員会	・三ヶ月に一度開催する ・四半期毎の進捗状況を確認する
部門長	・環境経営方針、自部門の環境経営目標、環境経営計画を部門全員に周知する ・環境経営目標達成のため、責任を持って自部門の環境経営活動を推進する ・自部門で発生した問題点の是正処置、予防処置を実施する ・自部門に関連する法規制等を順守する ・自部門に関連する緊急事態への準備及び対応の訓練を実施する ・自部門の教育・訓練を実施する
全従業員	・環境経営方針の理解と環境への取り組みの重要性を自覚する ・決められたことを守り、自主的・積極的に環境経営活動へ参加する

※　環境記録の保存期間は5年間とする

4. 環境経営目標　及び　環境経営計画

(1)環境経営目標

		単位	基準年 ※2※4	単年度目標	中 長 期 目 標		
			2019年度 (実績値)	2022年度 (基準年の95%)	2023 年度 (基準年の94%)	2024 年度 (基準年の93%)	2025 年度 (基準年の92%)
1　二酸化炭素排出量の削減		kg-CO_2	136,438	129,616	128,252	126,887	125,523
	(1)電気使用量の削減	kWh	10,274	9,760	14,555 ※4,5	14408 ※4,5	14261 ※4,5
	(2)軽油使用量の削減	L	49,185	46,726	46,234	45,742	45,250
	(3)　ガソリン使用量の削減	L	2,474	2,350	2,326	2,301	2,276
2　廃棄物排出量の削減	(1)一般廃棄物排出量の削減	kg	110.0	104.5	103.4	102.3	101.4
	(2)産業廃棄物排出量の削減	t	0	0	0	0	0
3　水使用量の削減		㎥	114.5	108.8	107.6	106.5	101.1
4　自社に関する目標(リサイクル量を毎年1%上げる)	(1)廃タイヤの収集運搬量 (燃料化)	t	2,294.7	2,361.6	2,383.9	2,406.1	2,432.4
	(2)中間処理量 (チップ化:燃料)	t	967.5	995.7	1,005.0	1,014.1	1,025.6
	(3)台タイヤ量(再生)	t	1,276.2	1,313.5	1,325.8	1,338.2	1,352.8
5　グリーン購入の推進(品目数)		品目	可能な限りグリーン購入に努力する				
6　地域貢献活動の推進	(1)地域貢献活動の推進(回数/年) (地域清掃活動への参加)	回	1	1	1	1	1
	(2)地域貢献活動の推進(回数/年) (事業所周辺の清掃)	回	45	45	45	45	45

※1 使用電力の二酸化炭素排出量は、九州電力の2019年調整後の排出係数0.370Kg－CO2/kWhを使用して
算出した

※2 2021年7月にガソリン仕様のフォークリフト導入の為、中長期目標を変更
ガソリン目標＝基準年2021実績の1%減とする

※3 中間処理後(再資源化)のタイヤは化石燃料の代替として使用されている。増量により化石燃料使用を
抑える事に繋がる

※4　目標変更
①電気使用量　2022年使用量　14,702 kw/hを基準とし
2023年(99%)＝14,555 kw/h
2024年(98%)＝14,408 kw/h
2025年(97%)＝14,261 kw/h

※5　2023年以降の電気使用量の削減値は、2022年使用量を基準値とする
(切断機3号機を追加の為)

（2）環境経営計画

1. 二酸化炭素排出量の削減		
	① 電気使用量の削減	・エアコン設定温度を決め、実行する ・使用していないパソコン電源を切る ・昼休み時間の消灯 ・照明器具、空調器フイルターの定期な清掃 ・LED照明への更新
	② 軽油使用量の削減	・アイドリングストップ ・急発進・急加速・急減速の禁止 ・不要な荷物は積まない ・空気圧の適正確認チェック(1ヶ月1回) ・暖気運転は3分以内 ・坂道のエンジンブレーキの使用 ・定期点検の実施
	③ ガソリン使用量の削減	・アイドリングストップ ・急発進・急加速・急減速の禁止 ・不要な荷物は積まない ・空気圧の適正確認チェック(1ヶ月1回) ・ふんわりアクセルエコスタート ・カーエアコンの適切な使用 ・早めのアクセルオフ
2. 廃棄物排出量の削減		
	① 一般廃棄物排出量の削減	・分別によるﾘｻｲｸﾙの推進 ・コピー用紙裏紙の利用
	② 産業廃棄物排出量の削減	・分別によるﾘｻｲｸﾙの推進 ・転用可能な資材の活用
3. 水使用量の削減		・節水ラベルの貼付
4. 自社に関する目標		
	① 廃タイヤ収集運搬量の増量	・収集運搬と中間処理の把握
	② 中間処理用量の増量	・営業の強化
	③ 再生タイヤ(台)の増量	・作業効率化の推進 ・再生用台タイヤを増やす ・排出場へ説明し委託を増やす
5. グリーン購入の推進		・グリーン購入品相当資機材の購入、再生品利用率の把握
6. 地域貢献活動の推進		
	① 地域清掃活動に参加	・地域での環境活動に積極的に参加する。(周辺)
	② 事業所周辺の清掃	・事業所周辺の清掃をする

5. 環境経営目標の実績

		単位	基準年	単年度目標	実　　績		
			2019年度 （実績値）	2022年度 （2019年度実績の95%）	2022 年度 （実績）	対目標年度比 （実績/目標） （単位：%）	達成状況 評　価
1　二酸化炭素排出量の削減		kg-CO_2	136,438	129,616	146,277	112.9	×
	(1)電気使用量の削減	kWh	10,274	9,760	14,702	150.6	×
	(2)軽油使用量の削減	L	49,185	46,726	52,571	125.1	×
	(3)ガソリン使用量の削減	L	2,474	2,350	2,243	95.4	○
2　廃棄物排出量の削減	(1)一般廃棄物排出量の削減	kg	110.0	104.5	59.5	56.9	○
	(2)産業廃棄物排出量の削減	t	0	0	0	－	－
3　水使用量の削減		㎥	114.5	108.8	108.0	99.3	○
4　自社に関する目標（リサイクル量を毎年1%上げる）	(1)廃タイヤの収集運搬量（燃料化）	t	2,294.7	2,361.6	2,230.4	94.4	×
	(2)中間処理量（チップ化：燃料）	t	967.5	995.7	764.0	76.7	×
	(3)台タイヤ量（再生）	t	1,276.2	1,313.5	1,140.8	86.9	×
5　グリーン購入の推進（品目数）		品目	可能な限りグリーン購入に努力する				
6　地域貢献活動の推進	(1)地域貢献活動の推進（回数/年）（地域清掃活動への参加）	回	1	1	0	0	×
	(2)地域貢献活動の推進（回数/年）（事業所周辺の清掃）	回	45	45	48	106.7	○

※ 使用電力の二酸化炭素排出量は、九州電力の2019年調整後の排出係数0.370Kg－CO2/kWhを使用して算出した

○達成　　△ほぼ達成　　×未達成

６．環境経営計画の取組結果と評価、次年度の取組内容

６－１　二酸化炭素排出量の削減

（１）　電気使用量の削減

・目標9,760Kwに対し、実績14,702Kw、目標に対する割合は150.6%と大きく未達
なった。要因は、カットタイヤ納入先の規格変更による、2号切断機のフル稼働
に加え、3号機の増設が主たる原因である。
自社で出来る対策としては、各機械と電灯等のS/WのこまめなON/OFFである
尚、次年度の目標設定変更が必要である。
2022年原単位　売上/kw＝7,598円であった。
（2021年　〃　　〃　　＝8,521円）

（２）　軽油使用量の削減

・目標46,726ℓに対して実績52,571ℓ、目標に対する割合は125.1%と未達となった
要因は、昨年からの遠方の顧客の増加、自社便運搬の増量である。
運送会社への運搬依頼の検討必要
尚、各運転手による削減の意識は高まった。
2022年原単位　売上/ℓ＝2,125円であった。
（2021年　〃　　〃　＝2,084円）

（３）　ガソリン使用量の削減

・目標2,350ℓに対して、実績2,243ℓ、目標に対する割合は、95.4%と達成出来た。
昨年導入したガソリン仕様のフォークリフトの使用時、高回転運転を注意して
行った。
2022年原単位　売上/ℓ＝49,799円であった。
（2021年　〃　　〃　　＝47,006円）

６－２　廃棄物排出量の削減

（１）　一般廃棄物排出量の削減

・目標104.5Kgに対して、実績59.5Kgと目標に対する割合は、56.9%と達成出来た
要因は、受注時の連絡を極力LINEを使用、用紙の複数回使用が大きい。

（２）　最終処分量（中間処理後）の処分量削減

・目標＝中間処理後の残渣を出さないに対し、今年も実行出来た。
尚、今後も色々の工夫により、0を続けたいが、搬入先の条件変更にて、残渣
発生の可能性有り。注視して行きたい。

６－３　水使用量の削減（井戸水）

・目標108.8㎥に対し、実績108.0㎥と目標に対する割合は、99.3%と達成出来た
季節により、未達時もあり、可能な限りの節水努力の継続が必要である。

６－４　自社に関する目標（リサイクル量を上げる）

（１）　タイヤ収集運搬量の増量

・目標2,361.6tonに対して、実績2,230.4tonと、目標に対する割合は、94.4%と
未達となったが、昨年実績はクリア出来た。
未達の原因は、UBE三菱セメントによる受入制限によるもので如何ともしがたい

（２）　中間処理量の増量

・目標995.7tonに対し、実績764.0tonと目標に対する割合は76.7%と未達となった
要因は、王子製紙の受入制限によるもので（１）と同様如何ともしがたい。

（３）　再生タイヤ（台）の増量

・目標1313.5tonに対し、実績1140.8tonと目標に対する割合は86.9%と、未達と
なった。
要因は、コロナ禍における海上コンテナ不足がまだまだ影響している。
今後は、改善の情報があり期待したい。

［　※　上記3つの項目に関しては、外的要因の影響をまともに受けやすい
事から外的要因に対する対策を常日頃より準備しておく事が大切で
ある　］

６－５　グリーン購入の推進

・目標品目３。
今後も自社使用の文房具、手回り工具等のグリーン製品使用に努める。

６－６　地域貢献活動の推進

（1）　地域清掃活動の参加

・目標1回に対し、実績0回と未達となった。

清掃活動の情報が無く、参加不可であった。

今年は活動の計画が無かった様だ。

〇地域公民館、老人会への支援は行った

（2）　事業所周辺の清掃

・目標45回に対し、48回と達成出来た。

６－７　次年度の取組内容

これからも、「環境」と「地域活動」に対し、特に地域の方々との親交に努めたい

7.環境関連法規等の遵守状況の確認
及び評価の結果、並びに違反、訴訟等の有無

法律	要求事項	法令条項	遵守状況
廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 （一般廃棄物収集運搬）	処理の義務	法第11条第1項	遵守している
	処理基準の遵守	法第12条第1項 令第6条 規則第7条の2～第7条の9	遵守している
	保管基準	法第12条第2項 規則第8条	遵守している
	委託	法第12条第5項 規則第8条の2の8 第8条の3	遵守している
	委託基準	法第12条第6項 令第6条の2 規則第8条の4　第8条の4の2　第8条の4の3　第8条の4の4	遵守している
	排出者責任	法第12条第7項	遵守している
	産業廃棄物処理責任者	法第12条第8項	該当無し
	帳簿の保存	法第12条第13項 令第6条の4 規則第8条の5第3項	遵守している
	産業廃棄物管理票の交付	法第12条の3第1項 規則第8条の20　第8条の21	遵守している
	産業廃棄物管理票の写しの保存期間	法第12条の3第2項 第8条の21の2	遵守している
	産業廃棄物管理票写しの交付	法第12条の3第3項 第8条の22～23	遵守している
	産業廃棄物管理票の写しの保存期間	法第12条の3第6項 規則第8条の26	遵守している
	管理票交付者の報告書	法第12条の3第7項 規則第8条の27	遵守している

	管理票の写しの送付を受けるまでの期間	法第12条の3第8項 規則第8条の28	該当無し
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （一般廃棄物収集運搬）	管理票交付者が講ずべき措置	法第12条の3第8項 規則第8条の29	該当無し
	運搬受託者の義務	法第12条の3第9項	遵守している
	収集・運搬業の許可	第14条第1項 規則第9条の2	遵守している
	収集・運搬業の更新	第14条第2項 令第6条の9	遵守している
	収集・運搬業の許可の基準	第14条第5項 規則第10条	遵守している
	処理基準	法第14条第12項 令第6条 規則第7条の2～第7条の9	遵守している
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （産業廃棄物の処理)廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （産業廃棄物の処理）	再委託の禁止	第14条第14項 令第6条の12 規則第10条の6の3 規則第10条の7	遵守している
	帳簿の記載と保存	法第14条第15項 規則第10条の8	遵守している
	変更許可	法第14条の2第1項 規則第10条の9	遵守している
	変更届出	法第14条の2第3項 規則第10条の10	遵守している
	欠格要件に係る変更届出	法第14条の2第3項 規則第10条の10の2	遵守している
	名義貸しの禁止	第14条の3の3	遵守している
	収集運搬基準	第14条第12項 第6条1号第7条2の2	遵守している
	積替基準	第14条第12項	該当無し
	保管基準	第14条第12項	遵守している

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(雑則)	投棄禁止	法第16条	遵守している
	焼却禁止	法第16条の2	遵守している
	報告の徴収	法18条、	遵守している
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）	自動車の所有者の責務	法第5条	遵守している
	使用済自動車の引渡義務	法第８条	該当無し
	再資源化預託金等の預託義務	法第７３条	該当無し
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	事業者及び消費者の責務	第6条	遵守している
	料金の請求	第１１条　第１２条	該当無し
道路交通法	道路交通法 最高速度の遵守	第22条	遵守している
	乗車又は積載の制限	第５７条第2項	遵守している
古物営業法	総則	第一章　第一条	遵守している
	古物営業法の許可等	第一節　第三条	遵守している
消防法	指定可燃物貯蔵	第９条の４	遵守している

当事業に適用される環境関連法規の遵守状況を確認した結果、違反はありませんでした

また、関係機関からの指摘、利害関係者の訴訟もありませんでした。

今後も現状の体制のままで、遵法性を保つことが出来ると思います。

８. 代表者による全体評価と見直し・指示の結果

評価

今回7年間の運用に関しては、エコアクション21に参加した事の意識が各人に定着してきた。 また、社内で作った色々のルールに関して常に意識した行動が取れる様になった。 この事はエコアクション21に参加した事による成果であるので、継続が大切である。

今回の取組みでは、前回の評価を如実に感じるように、切断機3号機の増設にふみ切った。

外的要因（コロナ禍・取引先の条件変更等）が我社にとっては影響が大きい事が浮彫となった。 これを機にタイヤの処理に多様性を持たせる為、設備投資（処理機械）をする事と決定した。 また、より一層工夫を深め進める事が大事であると共に、問題点を全員で共有する努力が求められる。

見直し・指示

①仕事の作業手順、環境美化等については、トップダウン式ではなく全員にて 話し合う。

②各取組みに対する自己評価を全体会議の中心議題にし、議事進行を交代制 とする。原単位による管理を徹底する。

③機械的にCO_2削減が出来るものについては、積極的に行っていく必要がある。

（機械の故障予知をして事前調整・修理 ： 定期点検＝毎週土曜日）

④本業である廃タイヤの再利用に一層の工夫と多様性を持たせる。

⑤環境経営方針、環境経営目標、環境経営計画、実施体制、その他の環境経営システムの要素についての変更はせずに、このまま継続する。
（尚、事業変更に伴って、内容の変更をする事とする）